

凡例 ( 2015 年 4 月 1 日最終改訂 )

東京大学商法研究会

1 見出し，判決年月日，事件番号，当事者名，事件名，出典，参照条文を，この順序で，忘れずに記入して下さい。

2 見出しは，28 字以内でつけることとします。判決要旨をそのまま，あるいは要約して出すのではなく，事件の内容をできるだけ簡潔に表現して下さい。やむを得ない場合は，線を引いて副題をつけることは可能ですが，この場合は合わせて 45 字以内として下さい。

〔例〕取締役の第三者に対する責任

---主要取引先の部長の依頼により他社と融通手形を交換した場合

3 見出しに続く判決年月日等の記載は次の例のとおりとします。

〔例 1：訴訟事件〕

最高裁平成 5 年 10 月 31 日第一小法廷判決

(平成 3 年(才)第 109 号，東大産業株式会社対甲野乙夫ほか 1 名，損害賠償請求事件)

判例時報 1357 号 98 頁

〔参照条文〕民法 709 条，商法 266 条ノ 3 第 1 項

〔例 2：非訟事件 (非訟事件手続法 [平成 25 年 1 月 1 日施行] に基づくものに限る)〕

東京地裁平成 25 年 11 月 6 日決定

(平成 25 年(ヒ)第 226 号, 当事者(甲野乙夫ほか 2 名), 利害関係参加人(東大産業株式会社), 株式取得価格決定申立事件)

金融・商事判例 1431 号 52 頁

〔参照条文〕会社法 172 条 1 項

4 本文は,〔事実〕〔判旨〕〔評釈〕の順序に書きます。

5 本文(〔事実〕以下)の分量は,原則として 6,000 字以内とします。必要な場合は,7,000 字までとすることができることとしますが,可能であれば 6,000 字以内におさめて下さい。文字数をカウントする際には,スペースも含めて下さい(WORD の文字数カウント機能を使用する場合には,「文字数(スペースも含める)」を基準にして下さい)。編集の都合上,文字数を超過している原稿を受け取ることはできませんので,ご協力をお願いします。

6 〔判旨〕の下に,「請求認容。」「請求棄却。」「原判決破棄,請求棄却。」など,判決の結論を書き,行を変えてから判旨を書いて下さい。判旨については,後掲のところに従い小見出しの数字をつけて下さい。同一の論点に関する判旨でもあまり長くなる場合は,適宜小見出しの数字をつけて下さい。

また，上訴関係等その後の経過についても，分かる範囲でカッコ書きして下さい。やや長文になる場合等は，必要に応じて〔評釈〕内で触れて下さい。

〔例〕

請求認容(確定)

控訴棄却(上告)

7 〔評釈〕の下に，「判旨に賛成する。」，「判旨の結論には賛成であるが，その理由に疑問がある。」，「判旨は不当である。」など評釈の結論を簡単に書いて下さい。

8 本文中では，文献の引用等のために( )を使用します。

9 〔事実〕〔判旨〕〔評釈〕いずれについても，長文の場合には読みやすさの観点から，意味のまとまりごとに小見出しを立てて下さい。その場合，小見出しは，以下のようにつけることとします。なお，小見出しの後に表題等はつけません。ただし，判決文の引用の際，判決原文に含まれている小見出しは，そのまま引用して構いません。

I

1

(1)

10 一件の評釈で複数の判決を取り上げる場合には，次の例に従って下さい。

(1) 同一事件の上下審判決の場合

見出し <一括して見出しをつける>

東京地裁平成3年5月31日判決

(平成元年(才)第100号, 東大産業株式会社対甲野乙夫,

損害賠償請求事件)

判例時報1355号97頁

東京高裁平成5年3月24日判決

(平成3年(才)第200号, 東大産業株式会社対甲野乙夫,

損害賠償請求事件)

判例時報1457号89頁

〔参照条文〕 <一括して書く>

〔事実〕 <一括して書く。必要に応じ, 1 審事実と 2 審事実を

区別して書く>

〔第1 審判旨〕

〔第2 審判旨〕

〔評釈〕

(2) 違う事件を一括して評釈する場合 (当事者が同一の別事件等)

見出し <一括して見出しをつける>

①東京地裁平成3年5月31日判決

(平成元年(才)第100号, 東大産業株式会社対甲野乙夫, 損害賠償請求事件)

判例時報 1355号 97頁

②東京高裁平成5年3月24日判決

(平成3年(才)第200号, 東大産業株式会社対甲野乙夫, 損害賠償請求事件)

判例時報 1457号 89頁

11 当事者等人名の省略表示については, 事実, 判旨, 評釈を通じて以下の通りとします。

(1) 第1審の原告をX, 被告をY。参加人等につきZ。

当事者が個人でないときは, X会社等とする(2度目以降はXとしてもよい)。

なお, 非訟事件(非訟事件手続法[平成25年1月1日施行]に基づくものに限る)

については, 申立人及び当事者参加をした者をX, 利害関係参加人をY。

(2) 訴外人をA, B, C……。

(3) さらに必要があるときは, A, B, Cの他, 甲, 乙, 丙を用いる。たとえば,

「訴外A銀行甲支店が同行乙支店宛振り出した小切手」。

(4) 最初に事実を説明するときに, 「X(原告)」「訴外A」というようにして

何を示すかを明らかにするとともに, 判旨も人名は上の例に従って訂正の上引用して

下さい。

12 条文の引用

(1) 判旨を引用するとき

「民法第百十七条」とあるのは「民法第 117 条」と改める。

(2) 事実，評釈の本文中

〔例〕 商法 117 条 2 項，民事訴訟法 58 条

本文中では，法令名の初出箇所は略記しない。2 度目以降は，慣用的な略記をしてよいが，初出のところで断ること。

〔例〕 中小企業等協同組合法（以下，中協法という）

(3) 評釈の中の注として引用するとき

イ 同じ法律から数条を引くときは，「・」（なかぐろ）でつなく。

〔例〕 （商 80 条・ 254 条）

ロ 別の法律から引くときは，「，」（カンマ）でつなく

〔例〕 （手 8 条、民 117 条）

ハ 商法第 280 条ノ 2 第 2 項のような場合は，（商 280 条ノ 2 第 2 項）とする。

ニ 法令の略記については，原則として有斐閣六法全書末尾掲載の法令名略語に従う。

### 13 評釈中の判例引用

年月日はアラビア数字とし，ナカグロ「・」でつないで下さい。

出典に関して，電子媒体の判例データベースの番号は，原則として記載せず，判例の事件番号で特定して下さい。事件番号が不明の場合には「判例集未登載」として下さい。

なお，東京高判と東京控判が混同されていることが多いので，注意して下さい。

〔例〕

大判明治 43・ 5・ 7 民録 16 輯 350 頁

東京控判大正 13・ 4・ 5 新聞 1245 号 8 頁

最判昭和 30・ 10・ 20 民集 9 卷 11 号 1657 頁

大阪地判昭和 47・ 12・ 18 判夕 302 号 276 頁

福岡地判昭和 55・ 5・ 26 下民集 31 卷 5=8 号 417 頁

東京高判昭和 60・ 11・ 21 高民集 38 卷 3 号 147 頁

#### 14 他の判例評釈の引用

##### (1) 判例民事法

単行本ですが，後掲 14(3)「判例百選」と同一の表記とします。

〔例〕

竹内昭夫・判例民事法(昭和 41 年度)660 頁

・ 数年度分合本の場合には当該年度分のみ表記します。

##### (2) 商事判例研究

単行本化されたものも含め，すべてジュリスト掲載号にて特定して下さい。

〔例〕

山下友信〔判批〕ジュリ 1234 号〇〇頁

##### (3) 判例百選

江頭憲治郎(=執筆者)・会社百選〔第 5 版〕35 頁

岩原紳作（＝執筆者）・手形百選（第4版）55頁

他の判例百選についても，○○百選（第○版）と略します。

#### 百選の略語

総則・商行為百選	商法（総則・商行為）判例百選
保険・海商百選	商法（保険・海商）判例百選
海事百選	海事判例百選
生保百選	生命保険判例百選
損保百選	損害保険判例百選
新証券商品百選	新証券・商品取引判例百選
著作権百選	著作権判例百選

#### (4) その他

竹内昭夫〔判批〕法協○○巻○号○○○頁

なお，評釈している当該事件の評釈の場合は，「判批」の代わりに「本件判批」とします。

15 評釈の文末に他の判例批評を一括して掲げるときは，「\*」を付けた上，列挙して下さい。

〔例〕

\* 本判決については，江頭憲治郎・判時○○○○号○○頁，

岩原紳作・判夕○○○号○○頁がある。

## 16 論文等文献の引用

次のような方式に統一するものとします。

執筆者名はフルネームで表記して下さい。

雑誌・講座は、後掲略語表に記載のもののみ略語によります。その他は、省略しないで表記して下さい。なお、書名中の第1巻・上巻などは、現物の表記の如何にかかわらず、すべて(1)(上)のように表記します。

### (1) 論文

竹内昭夫「○○○○」法協○○巻○号○○○頁

### (2) 単行本

竹内昭夫・剰余金の資本組入○○○頁

竹内昭夫「○○○○」会社法の理論I○○○頁

### (3) 講座

竹内昭夫「○○○○」現代企業法講座(1)○○頁

< 講座の編者名は原則として不要 >

### (4) コンメンタール

会社法コンメンタール(商事法務)について次の例による。

江頭憲治郎(=執筆者)・会社法コンメンタール(1)○○頁

逐条解説 会社法(中央経済社)については次の例による。

岩原紳作 (= 執筆者) ・ 逐条解説会社法(1)〇〇頁

注釈会社法・ 注釈民法については次の例による。

竹内昭夫・ 新版注釈会社法(1)〇〇頁

米倉明・ 新版注釈民法(1)〇〇頁

(5) 記念論文集

竹内昭夫「〇〇〇〇」 鴻還暦・ 80年代商事法の諸相〇〇頁

17 前掲の文献を引用する場合は、次の例によって下さい。

執筆者名はフルネームではなく、苗字のみによることとします。ただし、同一姓の執筆者の文献が当該評釈で引用され、これを前掲として引用するときはフルネームによって特定して下さい。

(1) 同一執筆者につき、複数の文献が上がっていない場合

〔例〕 竹内・ 前掲〇〇頁

竹内・ 前掲〔判批〕 〇〇頁

(2) 同一執筆者につき、複数の文献が上がっている場合

〔例〕 竹内・ 前掲論文〇〇頁、竹内・ 前掲書〇〇頁として区別し引用する。

18 原稿の電子ファイルを電子メールに添付して、幹事まで送付して下さい。

-----

基本的には、文字、改行マーク、段落の一字下げのみを入力と理解して下さい。

ゴシック、文字拡張、傍点、イタリック、下線、罫線、網掛けなどの機能は、変換に際して障害となることもあるため、使用を避けて下さい。

傍点、イタリック、スモールキャピタル、罫線などの指示がある場合は、原稿を送付いただく際に電子メールに明記して下さい。

## 略語表

### 1 判例集等

民録 大審院民事判決録

民集 大審院民事判例集 / 最高裁判所民事判例集

民抄録 大審院民事判決抄録

高民集 高等裁判所民事判例集

東高民時報 東京高等裁判所民事判決時報

下民集 下級裁判所民事判例集

無体裁集 無体財産権関係民事・行政裁判例集

知的裁集 知的財産権関係民事・行政裁判例集

裁時 裁判所時報

審決集 公正取引委員会審決集

行集 行政事件裁判例集

労民集 労働関係民事裁判例集

集民 最高裁判所民事裁判集

最判解民事篇平成(昭和)〇〇年度 最高裁判所判例解説民事篇平成(昭和)〇〇年度

### 2 雑誌・新聞その他

判時 判例時報

判タ 判例タイムズ

金商 金融・商事判例

金法 金融法務事情

法協 法学協会雑誌

国家 国家学会雑誌

ジュリ ジュリスト

民商 民商法雑誌

新聞 法律新聞

判評 判例評論 〔例〕判評 20号(判時 195号)1頁

交民集 交通事故民事裁判例集

労判 労働判例

労経速 労働経済判例速報

論ジュリ 論究ジュリスト

平成(昭和)〇〇年度重判解 平成(昭和)〇〇年度重要判例解説

〔例〕平成 24 年度重判解(ジュリ 1453 号)

法時 法律時報

銀法 銀行法務 21

リマークス 私法判例リマークス

法教 法学教室

法セ 法学セミナー

曹時 法曹時報

L&T Law & Technology

本略語表にないものについても，今後使用頻度に応じて検討する。